

せい かつ ほ ご
**生活保護の
しおり**

そうだん
～相談されるみなさんへ～



ゆり はまちょう ふくしじ むしよ
湯梨浜町 福祉事務所
ゆり はまちょうやくば ふくしか
(湯梨浜町役場 福祉課)

生活保護 とは

病気やけが、失業などによって収入が減ったり、その他さまざまな事情で生活に困ったときに、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自分で生活していく力をつけるために援助をするのが、生活保護の制度です。

生活保護の しくみ

保護を受けることができるかどうかは、国が定める保護基準に基づいて算定した*最低生活費と*収入を比べて判断します。その場合、同居している人すべてを一つの単位として最低生活費や収入を算定します。このため、保護の申請は個人ではなく世帯を単位として行っていただくことになります。

世帯全体の収入が最低生活費より少ないときは、その不足分だけが保護費として支給されます。保護費は、家族の年齢や人数や収入の状況によって変わります。

最低生活費と収入との対比

(保護基準) (保護が受けられる場合) (保護が受けられない場合)	最低生活費 収入 保護費 *収入が最低生活費を下回っているので、保護の対象となります 収入 *収入が最低生活費を上回っているので、保護の対象となりません
---	---

*最低生活費とは？…世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費などをあわせたもので、国が定めた基準により計算されます。

*収入とは？…働いて得た収入、年金、手当、仕送り、預貯金、保険金、財産収入、臨時収入など、世帯全員の収入をいいます。このうち働いて得た収入については、必要な経費などについて一定の額を控除したうえで、最低生活費と比べることになります。

生活保護は、生活していく上で世帯で可能な努力をすべてしていただくことを要件としています。努力していただいてもなお最低限度の生活を維持できないときに、はじめて保護を受けることができます。

- (1) 働ける人は、自分の能力に応じて働いていただくことが要件となります。
- (2) 預貯金や生命保険（解約返戻金、入院給付金）、その他の活用できる資産（田、畑、山林などの売却代金）がある方は、まずそれらを活用して生活していただくことが要件となります。
- (3) 他の法律や制度で受けられる給付は、すべて受けていただくことが要件となります。（たとえば、各種年金、健康保険、雇用保険、傷病手当、労災保険、児童扶養手当、児童手当、高額療養費貸付制度、特別医療費助成制度、生活福祉資金など）

*自動車の保有や使用は原則として認められません。他人名義の車の使用も認められません。

*資産の保有には制限があります。直接必要でない土地家屋の保有や、高額又は貯蓄性の高い生命保険などへの加入は認められません。

*65歳以上の高齢者で、資産価値が500万円を超える居住用の宅地・家屋を所有されている方については、その資産を担保に貸付（要保護者向け長期生活支援資金）を受けて月々の生活をしていただくこととなります。生活保護は、貸付限度額まで借りた後に適用されます。

*民法に定める扶養義務者である「夫婦・親・子・兄弟姉妹」から援助が受けられる場合は、生活保護に優先して援助を受けていただく必要がありますので、援助について相談するようにしてください。

生活保護の
要件とは

せいかつ ほ ご
生活保護の
しゅるい
種類は

せいかつ ほ ご やつ ふじょ しゅるい せたい じつじょう あ ひつ
生活保護には、8つの扶助の種類があり、世帯の実情に合わせて必
よう ふじょ おこな
要な扶助を行います。

せいかつ
生活
ふじょ
扶助



しょくひ ひふくひ でんき すいどう
食費、被服費、電気、ガス、水道
などの日常生活費

じゅうたく
住宅
ふじょ
扶助



やちん ちだい いえ かんたん しゅうり
家賃、地代、家の簡単な修理な
どの費用

きょういく
教育
ふじょ
扶助



ぎ むきょういく ひつよう がくようひん きょうざい
義務教育に必要な学用品、教材
費、給食費、学級費などの費用

かいご
介護
ふじょ
扶助



かいご ほけん かいご
介護保険における介護サービス、
ふくしゅうぐ じゅうたくかいしゅう いそろ ひつ
福祉用具、住宅改修、移送に必
よう ひよう かいご ほけんりょう そうおう
要な費用と介護保険料に相応す
る費用

いりょう
医療
ふじょ
扶助



びょういん しんりょうじょ ひ
病院、診療所にかかるときの費
よう ほそうぐ まつばづえ ひ
用、補装具（めがね、松葉杖な
ど）、通院費などの費用

しゅっさん
出産
ふじょ
扶助



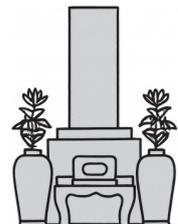
しゅっさん ひつよう ひよう
出産に必要な費用

せいぎょう
生業
ふじょ
扶助



て しょく しごと つ
手に職をつけたり、仕事に就きた
めに必要な費用のほか、高校就学
ひつよう ひよう こうこうしゅうがく
に必要な学用品、交通費、教材
ひつよう がくようひん こうつう ひ きょうざい
代、学級費、授業料などの費用

そうさい
葬祭
ふじょ
扶助



そうしき ひつよう ひよう
葬式に必要な費用

まどぐち
窓口

あなたのお住まいの地域を担当する*民生委員に相談するか、湯梨浜町福祉事務所ににご相談ください。生活の状況をお聞きして、必要な助言や説明をします。

介護保険法による介護サービス、障害者自立支援法による障害福祉サービスや自立支援医療を利用したが、利用料の支払いができない等のお困りの方も、福祉事務所に相談ください。

生活保護の適用にならなくても利用料及び食費等実費負担額について減額もしくは免除する措置（境界層該当措置）がとられる場合があります。

*民生委員とは？

民生委員は、地域で生活に困っている方の相談を受ける人です。気軽にご相談ください。秘密は堅く守られます。

しんせい
申請

福祉事務所で保護の申請に必要な書類をお渡しします。ご本人のほかに扶養義務者や同居の家族の方からも申請することができます。

申請書に必要な事項を記入して、福祉事務所に提出してください。

*暴力団員の方や暴力団員と同じ家に住んで生活をとんでいる方などに対しては、急迫した状態である場合を除いて、生活保護を適用しません。また、保護を受けている間に暴力団員であることが分かった場合にも、生活保護が廃止されることがあります。

ちようさ
調査

申請があると、地区担当員（ケースワーカー）が、生活に困っている状況や保護を受けるための要件が満たされているかどうかを調査します。

また、ご本人の同意のもとに、金融機関や生命保険会社、官公署への調査もします。

*地区担当員（ケースワーカー）とは？

福祉事務所には、保護の相談にこられた方の相談を受けたり、保護を受けている家庭に定期的に訪問し、自力で生活できるまで援助する役割を持った地区担当員（ケースワーカー）がいます。

個人の秘密は堅く守られますので、安心してご相談ください。

決定

原則としては14日以内（調査などに日数がかかる場合は30日以内）には決定して通知します。

保護が受けられる場合「保護決定通知書」をお送りします。保護が受けられない場合「保護申請却下通知書」をお送りします。

*保護の決定に疑問があるときは

これらの決定に不服があれば、福祉事務所長に説明を求めることができます。それでも納得できない場合は、決定をした日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

支給

保護費の支給は、原則金融機関口座への振込です。

生活保護を 受けたときの 権利と義務

◆権利について

- (1) 正当な理由なしには、決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- (2) 保護費については税金を課せられることはありません。
- (3) 保護費や生活保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。
- (4) 生活保護を受ける権利を担保にしたり他人に譲り渡すことはできません。

◆義務について

- (1) 能力に応じて働いていただきます。そして、収入が増加するよう努力をしてもらいます。また支出を節約することや、生活の維持、向上に努めていただきます。
- (2) 収入や支出、その他の生計の状況に変動があるときや、住む場所や世帯の構成が変わるときは、すぐに届けてください。
- (3) 病気の方は、医師の指示を守り治療に専念していただきます。病気が治った場合は、すぐに届けてください。
- (4) 生活の維持、向上や自立のために必要な指導や指示をする場合がありますが指導指示には必ず従ってください。

*指導指示に従わないときは、生活保護が受けられなくなることがあります。また、収入や資産があるのにいつわりの申告をするなど不正な手段で生活保護を受けていたときは、その間の保護費を

ほごじゆぎゆうちゆう
保護受給中
のその他の
せいど
制度

ちようしゆう かえ ばっそくきてい
徴収します（返していただきます）。また、罰則規定もあります。
せいかつほ ご う あいだ つぎ せいど て
生活保護を受けている間、次のような制度があります。くわしい手
つづ ほうほう ちく たんとういん そうだん
続きの方法は、地区担当員に相談してください。

- じゅうみんぜい ひ かぜい こていし さんぜい げんめん
(1) 住民税の非課税、固定資産税の減免
- こくみんねんきん ほ けんりよう めんじよ
(2) 国民年金保険料の免除
- えんなど ほ いくりようなど めんじよ
(3) こども園等の保育料等の免除
- こうりつ しりつこうとうがっこうじゆぎょうりよう げんめんおよ けいげん
(4) 公立・私立高等学校授業料の減免及び軽減
- じゆしんりよう めんじよ
(5) NHK受信料の免除
- き ほんりよう めんじよ
(6) TCC基本料の免除
- つうきんてい き わりびき
(7) JR通勤定期の割引

せいかつほ ご けつてい
生活保護決定
なが
までの流れ

そうだん
相談

せいかつじゆきよう き と せいかつほ ごせいど せつめいなど
生活状況の聞き取り、生活保護制度の説明等をします。
たほうたし さく かつよう ばあい
他法他施策が活用できる場合は、そちらも合わせてご案内
します。



しんせい い し ばあい
申請意思がある場合

しんせい
申請

しんせいしょ ひつようしるい ていしゆつ ねが ほんにん しんせい
申請書や必要書類の提出をお願いします。本人が申請
することが困難な場合は、扶養義務者や同居の親族、成
ねんこうけんにん しんせい か のう
年後見人による申請が可能です。



ちようさ
調査

しんせい ご ちく たんとういん かていほうもん
申請後、地区担当員（ケースワーカー）が家庭訪問を
します。生活状況の調査のため、収入・健康状態・生活
せいかつじゆきよう ちようさ しゅうにゆう けんこうじようたい せいかつ
れきなど かくにん おこな ばあい きんゆうき かん ほ けんがいしゃなど
歴等の確認を行います。また、金融機関や保険会社等へ
ちようさ おこな
の調査も行います。



けつてい
決定

しんせい げんそく にちい ない とくべつ りゆう ばあい
申請した日から原則14日以内（特別な理由がある場合
にちい ない せいかつほ ご う けつてい
は30日以内）に生活保護が受けられるかどうかを決定し
ます。生活保護を受けられる場合は、「保護決定通知書」、
せいかつほ ご う ばあい ほ ご けつていつう ちしよ
生活保護を受けられない場合は「保護申請却下通知書」
せいかつほ ご う ばあい ほ ご しんせいきやつ かつう ちしよ
をお渡しします。

ゆり はまちょう ふくしじ むしよ
湯梨浜町 福祉事務所
ゆり はまちょうやくば ふくしか
(湯梨浜町役場 福祉課)

じゅう しょ
住所
れんらくさき
連絡先

とっとりけんとうはくぐん ゆり はまちょうおおあざひさどめ
〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19-1

☎35-5390 ファックス35-5376